

専決処分の承認を求めることについて

平成 25 年度大磯町一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 25 年 9 月 2 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

## 専 決 処 分 書

平成 25 年度大磯町一般会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 25 年 7 月 30 日

大磯町長 中 崎 久 雄

### 理 由

町内に事業所を有する法人が行った移転価格税制に対する日英及び日白（ベルギー）租税条約の合意により、平成 23 年度及び平成 24 年度の法人町民税に対する影響が生じたため、償還金を返還することとなった。特に緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

(別紙)

## 平成 25 年度大磯町一般会計補正予算 (第 3 号)

平成 25 年度大磯町の一般会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,449 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,029,486 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
18	繰入金	133,707	2,449	136,156
	2 基金繰入金	133,703	2,449	136,152
	歳 入 合 計	9,027,037	2,449	9,029,486

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	1,357,867	2,449	1,360,316
	2 徴税費	141,678	2,449	144,127
	歳 出 合 計	9,027,037	2,449	9,029,486